

国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所随意契約見積心得

(目的)

第1条 国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所が所掌する契約に係る随意契約を行う場合における見積その他の取扱いについては、国立研究開発法人土木研究所会計規程、国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）、その他の法令等に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

ただし、寒地土木研究所オープンカウンター方式実施要領等、契約職が別に定めるものがある場合は、その定めによるものとする。

(見積者の資格)

第2条 見積をしようとする者（以下「見積者」という。）は、当該契約について、契約職から見積依頼の通知を受けた者でなければならない。

(見積等)

第3条 見積者は、見積依頼の通知、契約書案、図面、仕様書等の契約職が示す図書（以下「見積関係図書」という。）及び現場等を熟覧し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添1）及び個人情報の取扱いに関する誓約事項（別添2）を承諾のうえ、見積しなければならない。この場合において見積関係図書及び現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 見積書（様式1）は、公示又は見積依頼の通知等に示した方法により、見積書の提出期限までに提出しなければならない。なお、見積書を電子入札システムにより提出する場合は、別添3の入力画面上において作成するものとする。

3 見積書を持参する場合は、見積書を封かんし、見積者の商号又は名称、見積件名及び見積日時を記載して契約職へ提出しなければならない。ただし、契約職がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

また、見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載するものとする。

4 見積書を郵送等により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に見積書中の旨を朱書し、中封筒に見積者の商号又は名称、見積件名及び見積日時を記載して、契約職あての親展で提出しなければならない。ただし、契約職がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

また、見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載するものとする。

5 見積者は、代理人をして見積させるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 見積者又は見積者の代理人は、当該見積に対する他の見積者の代理をすることはできない。

7 見積者は、契約細則第5条第2項の規定に該当する者を見積代理人とすることはできない。

8 見積をした者は、その提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(見積の辞退)

第3条の2 見積者は、見積書を提出するまでは、いつでも見積を辞退することができる。
予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積をした者がいないときに再度の見積を行う場合も、また同様とする。

2 見積を辞退した者は、これを理由として以後の見積依頼等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な見積の確保)

第4条 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積者は、見積に当たっては、他の見積者と見積意思、見積価格又は見積書その他契約職に提出する書類（以下「見積書等」という。）の作成についていかなる相談も行っ
てはならず、独自に見積価格を定めなければならない。

3 見積者は、契約の相手方決定前に、他の見積者に対して見積意思、見積価格、見積書
等を意図的に開示してはならない。

電子入札システムによる見積者は、電子証明書（ICカード）を不正に使用してはなら
ない。

4 見積参加者は、契約職が実施する公正な見積の確保のための調査への協力を求められ
たときは、その求めに応じなければならない。

(見積合わせの取りやめ等)

第5条 見積者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積合わせを公正に
執行することができないと認められるときは、当該見積者を見積合わせに参加させず、
又は見積合わせの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の見積)

第6条 次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。

- 一 見積書を提出する資格を有しない者のした見積
- 二 見積書の提出期限後に到達した見積
- 三 委任状を提出しない代理人のした見積
- 四 記名を欠く見積（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先
の記載がない見積）
- 五 金額を訂正した見積
- 六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- 七 明らかに連合によると認められる見積
- 八 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の見積
- 九 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、
国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者の見積
- 十 その他見積に関する条件に違反した見積

2 見積書提出後、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ず
るものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があったときは、当該者のした見
積は無効として取り扱うものとする。

(見積書等の取扱い)

第6条の2 提出された見積書等は開封前も含め返却しないこととする。見積者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、見積書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

(開封)

第7条 見積書の開封は、公示又は見積依頼の通知等に示した場所及び日時に見積者を立ち合わせて行う。ただし、見積者が開封に立ち会わない場合は、見積者に代わって見積事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。また、電子入札システムにより開封作業を行う場合は、システム上で行う。

(契約の相手方の決定)

第8条 見積を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積をした者を契約の相手方とする。

(再度見積)

第9条 開封をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積をした者がいないときは、直ちに再度の見積を行う。ただし、郵送等による見積を行った場合において、直ちに再度の見積を行うことができないときは、契約職が指定する日時において再度の見積を行う。

(契約の相手方となるべき見積をした者が2人以上ある場合の契約の相手方の決定)

第10条 契約の相手方となるべき見積をした者が2人以上あるときは、電子入札システムの備える電子くじを用いて契約の相手方を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、契約の相手方となるべき見積をした者が書面による見積を行った者のみである場合には、紙くじを用いて契約の相手方を決定することがある。紙くじをひかない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第11条 契約の相手方は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 契約の相手方は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を契約職が指定する口座に払い込み、保管金提出書を添えて契約職に提出しなければならない。

3 契約の相手方は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合において、契約職が認める場合に直接納付するときは、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんのうえ、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書を添えて差し出さなければならない。

4 契約の相手方は、第1項本文の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を契約職に提出しなければならない。

5 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結により第1項ただし書の規定に基づく契約保証金の免除を受けようとする場合においては、

それぞれ当該公共工事履行保証証券に係る証券又は当該履行保証保険に係る証券を契約職に提出しなければならない。

6 契約保証金は、契約履行後にその払渡請求書と引換えにこれを還付する。また、銀行等の保証については、その受領書と引換えにこれを返還する。

(契約書等の提出)

第12条 契約書を作成する場合には、契約の相手方は、契約職から交付された契約書の案に記名押印し、契約の相手方として決定した日から7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約職に提出しなければならない。ただし、契約職の書類による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約の相手方の決定は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方は、契約の相手方として決定後すみやかに受注確認書その他これに準ずる書類を契約職に提出しなければならない。ただし、契約職がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(受注者の責めによる契約の解除等)

第12条の2 契約の相手方が見積関係図書等、別添1及び別添2に定める条件に違反する等の自己の責めにより契約職から契約を解除された場合には、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、契約職の指定する期間内に支払わなければならない。

(異議の申立)

第13条 見積をした者は、見積書提出後、見積関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

別添1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

別添2

個人情報の取扱いに関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、契約職から契約を履行するために提供された個人情報について、下記事項を遵守します。

この誓約に反したことによりこの契約を解除され、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積書の提出をもって誓約します。

記

- 1 個人情報について、漏えい、紛失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。
- 2 個人情報を第三者に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用しません。
- 3 個人情報をこの契約以外の目的で複製しません。また、契約期間終了時には、複製した当該個人情報の消去を行い、個人情報が記録された媒体のすべてを返却します。
- 4 個人情報が外部に漏えいするおそれがある場合は速やかに報告します。
- 5 個人情報について、承認がある場合を除き、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託しません。
- 6 個人情報について、当社又は再委託先の責めに帰すべき事由により漏えい、紛失、き損その他の事案が発生した場合、当社はこれにより生じた一切の損害について賠償の責めを負います。

別添3



見 積 書

	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
1 見積金額										

2 件 名

上記のとおり、国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所随意契約見積心得を承諾の上、見積します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

契約職 国立研究開発法人土木研究所
寒地土木研究所長 ○○ ○○ 殿

(作成上の注意)

- 1 見積金額を記入するときは、金額の頭部に¥を記入すること。
- 2 代理人が見積するときは、住所・商号又は名称・代表者氏名の欄は、次のとおりとする。

住 所 商号又は名称 代表者氏名 (代理人) 氏 名

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること。)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先 1 :

連絡先 2 :